

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（新たな情報財検討委員会）これまでの会合におけるデータの保護・利活用に関する主な意見

（検討対象に関する主な意見）

- 議論の対象であるデータとは何かをはっきりさせるべき
- 契約で保護できるデータ等は、外縁が明確なもののみである。議論はそこに限定してもよいのではないか。
- データは、サイズが大きくなっており、一部を切り出して譲渡するよりは、許諾して使うという時代になっている。

（検討の方向性に関する主な意見）

- データを日本の産業力の原点として、いかにフルにいい形で使うということが起点になる。
- データを世の中のために使っていくということ、国からも発信して、国民にポジティブなイメージを持ってもらうべき。
- 社会意識の醸成という点で、ネガティブな感情を持つ人々も意識して制度を作っていかなければならない。
- 総務省の行っている会議に関心があり、利活用に関してどんな議論がされているのかを教えてください。

（検討課題に関する主な意見）

- データは今までの法律で守れるのか。安心感がないと企業はデータを出せない。重要なのはバランス。保持側・利用側どちらに傾いてもデータの囲い込みが起きる。
- データ、分析技術、ビジネスモデルの取引、利活用を促進するために、権利を与えた方が良いのかという議論をすべき。
- 方法論のスキームそのもの、つまりデータをどうとるかビジネスモデルそのものが知財のターゲットとなり得る。
- データを持つ企業とAIアルゴリズムを提供する企業は異なり、4～5の企業・大学等と共同開発することになるが、秘密保持契約の締結に時間がかかり、研究がなかなか始まらない実態がある。営業秘密の秘密管理性を、今の産業の実態に合わせて検討すべき。

- 契約による保護について、質の高いデータセットの確保が競争優位性を左右する状況にあり、例えば工作機械の稼働データの取扱いなど、オープンクローズは企業戦略でもあるので、戦略的に寄与度に応じた配分を契約で明記することが必要になってくる。
- 優越的地位の濫用にならないように競争法上の観点が必要。
- 学習用データの提供者とかデータ創出に寄与した者によるデータの利活用権限の主張を公平に認めるようなデータオーナーシップのあり方というものを契約の高度化の中で実現していく必要がある。国としては、このような契約の高度化の支援を行っていくべき。

以上